

1. セミナーにおける質疑応答(事前登録分)

	質 問 事 項
<p>問1 通関までの期間の短縮</p>	<p>① 11/9 現在における、検疫所での品目登録の要請件数、品目登録を行った件数を教えて欲しい。</p> <p>② 来年以降、先行サンプルが廃止されるが、品目登録制度で支障なく対応できるのか。</p> <p>③ 要請から登録番号付与までの期間をもっと具体化(明示)してもらいたい。</p> <p>(答) 10月(1ヵ月)の品目登録の要請件数は、通常月の約30倍にあたる600件超であった。 一時的な対応として、品目登録の審査体制を整備し、迅速な審査を行うこととしたところであり、品目登録要請者におかれては、要請書類に不備がないようお願いしたい。 また、要請が東京検疫所と大阪検疫所に集中しているため、要請企業の方で、それ以外の検疫所に要請を振り分けることを検討して欲しい。</p>
	<p>④ 先日、乙仲が検疫所で品目登録が完了した旨を確認した(10月22日)。 しかし、(要請書の)登録押印日は10月16日であり、タイムラグが発生していた。 乙仲からは、登録完了の確認は、検疫所に出向いた際に、乙仲への「返却ボックス」で書類を見ることで確認しているとの説明であった。一日でも早く品目登録の確認をしたい場合は、乙仲は毎日、検疫所に通わなければならないが、何か手当を検討して欲しい。</p> <p>(答) 登録押印日は東京検疫所で処理が終了した日である。その後、横浜検疫所に送付して FAINS システムに登録した後、要請者に返送することになる。</p>
	<p>⑤ 品目登録の要請中(例えば、品目登録に1~2か月程かかっている間)に、本貨物が本邦に到着してしまった場合、輸入届出に関して、何らかの措置を講じてもらえないか。 (要請中である旨の陳述書と、品目登録要請に提出した「試験報告書」のコピーを提出することで認めてもらえないか。)</p> <p>(答) 認められない。</p>

<p>問2 他社の取得した品目登録の使用</p>	<p>⑥ 中国からの輸入に際し、通常は輸入業者A社が輸入を行い、販売業者Bが国内販売をしている。(この場合、輸入業者A社が試験成績書を申請し、品目登録を要請)</p> <p>急な注文で納期が非常に短くなる場合などは、B社が直接(A社を介さずに)商品を中国工場から輸入したい。この場合、(同一の商品であるため)A社が取得した品目登録番号、又はA社が取得した試験成績書を、B社が使用することはできないか。</p> <p>例)</p> <p>中国工場 ⇒ A社(輸入業者) ⇒ B社(販売業者) ⇒ 小売</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>・試験成績書</p> <p>・品目登録</p> </div> <p>(輸入業者 A の品目登録 / 試験成績書を 使用できないか。)</p> <p>(参考)「品目登録制度に関するQ&A・問6」</p> <p>(答) Q&Aのとおり、A社が取得した品目登録番号を、B社が使用することはできない。</p>
<p>問3 品目登録の申請が必要か否か</p>	<p>⑦ 製品Aを海外にて生産、製品Bは国内生産。</p> <p>製品Aを輸入して製品Bと合わせて国内で最終梱包する場合は、製品Aは品目登録する必要があるか</p> <p>(答) 製品 A が指定玩具に該当するなら、品目登録が必要になる。</p>
	<p>⑧ A社の輸入試験成績書記載のアイテムAと、B社のアイテムBを合わせてC社が輸入する場合、A、B社からの試験成績書のコピーを取得して、C社が「品目登録」して輸入することは可能か。</p> <p>(答) A社及びB社の試験成績書をC社が品目登録に使用することについて、A社及びB社から使用承諾書の提出があれば可能である。</p>

	<p>⑨ 仕様変更の場合の再要請についてお聞きしたい。 例)カードが 50 枚のものが 40 枚になった。 赤と青のペンが、赤ペンだけになった 等 本件については、「<u>品目登録制度に関する Q&A・問 7</u>」に該当するのか。</p> <p>(答) 基本的には個別の対応となるが、例示されたものについては、おそらく再登録不要と考える。</p>
<p>問4 訂正等の場合の最後尾への並直し</p>	<p>書類不備等の場合、再要請したときは最後尾に並び直すことになる。極めて時間がかかり、輸入時期の見通しが見つからない。 訂正するとして、並直しはしなくても良いようにしてほしい。</p> <p>(答) 軽微な訂正は再要請ではなく、訂正次第、次のステップに進めている。 「製造者コード」をバスケットナンバーで要請した場合に、後で「製造者コード」が振られた場合も、再要請ではなく、次のステップに進めている。</p>
<p>問5 先行サンプルでの試験成績書を品目登録の際に使用するケース</p>	<p>「<u>品目登録制度に関する Q&A・問 5</u>」について、平成 20 年 7 月 31 日以前のもの(製品写真がない)は、ケースバイケースでの対応とのことであるが、以下のケースの場合、対応して頂けるのか。</p> <p>(例) 同一検体で、食品衛生法とSTの化学検査を国内の検査機関で同時に行った際(1 テスト 2 レポートにて)、STの検査が化学検査だけでなく、物理検査等フルセットで行っていた場合については、STの試験報告書に検体の写真が添付されている。このST試験報告書を添付し、事情説明をした場合、平成 20 年 7 月 31 日以前の先行サンプルでの試験報告書の使用を認めて頂くことは可能か。</p> <p>(答) 「品目登録制度に関する Q&A・問 5」にはケースバイケースで対応とあるが、基本的には認めない方向である。 具体事例があれば本省と相談してみたい。</p>